

令和2年9月8日招集

第6回若桜町議会定例会会議録

(令和2年9月18日)

若桜町議会事務局

令和2年第6回若桜町議会定例会（第3号）

招集年月日	令和2年9月18日			
招集の場所	若桜町役場（若桜町議会議場）			
開 会	午前10時00分			
応招議員	1番	梶原 明	6番	前住 孝行
	2番	青木 一憲	7番	中尾 理明
	3番	山根 政彦	8番	山本 晴隆
	4番	山本 安雄	9番	川上 守
	5番	小林 誠		
不応招議員				
出席議員	1番	梶原 明	6番	前住 孝行
	2番	青木 一憲	7番	中尾 理明
	3番	山根 政彦	8番	山本 晴隆
	4番	山本 安雄	9番	川上 守
	5番	小林 誠		
欠席議員				
地方自治法第 121条の規定に より、説明のため 会議に出席した者	町 長	矢部 康樹	教 育 長	新川 哲也
	副 町 長	盛田 聖一	教育委員会次長	谷口 国彦
	総務課長	藤原 祐二	農林建設課長	竹本 英樹
	町民福祉課長	小林 貴之	ふるさと創生 課長	谷本 剛
	にぎわい創出 課長	川戸 康之	税 務 課 長	前田 弥生
	会計管理者	上川 恭子		

会議の顛末

本会議（9月18日）

議長（川上守）

ただいまの出席議員数は9人です。

定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

議事日程の報告

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1

議案第84号 令和元年度若桜町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第85号 令和元年度若桜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第86号 令和元年度若桜町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第87号 令和元年度若桜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第88号 令和元年度若桜町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第89号 令和元年度若桜町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第90号 令和元年度若桜町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第91号 令和元年度若桜町赤松団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第92号 令和元年度若桜町財産区造林事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第93号 令和元年度若桜町索道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第94号 令和元年度若桜町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、を一括して議題とします。

本件に関する委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、梶原明議員。

決算審査特別委員長（梶原明）

若桜町議会報告第18号 決算審査特別委員会審査報告。

付託案件の名称、議案第84号 令和元年度

若桜町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第85号 令和元年度若桜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第86号 令和元年度若桜町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第87号 令和元年度若桜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第88号 令和元年度若桜町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第89号 令和元年度若桜町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第90号 令和元年度若桜町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第91号 令和元年度若桜町赤松団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第92号 令和元年度若桜町財産区造林事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第93号 令和元年度若桜町索道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第94号 令和元年度若桜町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

2 審査の経過、令和2年9月8日の本会議において当委員会に付託された上記案件を審査するため、9月10日、11日、15日、17日の4日間にわたり委員会を開催し、町長ほか各課長並びに関係職員の出席を求め、慎重に審議を行ったので、主なる意見と結果を次のとおり報告します。

主なる意見、（1）一般会計、林業振興費、事業者への機械化整備支援により、効率化は進んでいるが、林家に対して収益が上がる施策になるよう努力されたい。

バス運行事業、毎年、委託料等が増額されている。共助交通の試験運行も開始されるが、町民の利便性向上のため、持続可能な交通形態を早期に構築されたい。

氷ノ山集客促進事業、（一財）若桜町観光開発事業団の経営状況は悪化している。地域に及ぼす影響も大きいため、今後の状況を注視されたい。

(2) 特別会計、索道事業特別会計・索道管理費、いぬわしリフトは、安全運行に必要な整備が困難な状況にある。整備計画の再検討や廃止を含めた考え方を早急に示されたい。

4 審査の結果、当委員会に付託された議案第84号、議案第85号、議案第86号、議案第87号、議案第88号、議案第89号、議案第90号、議案第91号、議案第92号、議案第93号、議案第94号は、先に掲げた主なる意見と、監査委員審査意見を重く受け止め、行財政運営の改善に努められることを期待し認定すべきものと決定いたしました。以上です。

議長（川上守）

ただいま委員長から報告がありました。これについて質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終決します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

議員（中尾理明）

7番、中尾。

議長（川上守）

原案反対の方の発言を許します。7番、中尾議員。

議員（中尾理明）

私は、議案第84号 令和元年度一般会計決算について、反対の討論を行います。

反対箇所は、款3・民生費、項1・社会福祉費、目7・同和対策費の中、同和対策事業費191万円余りのうち、解放同盟高野支部への148万2千円であります。

私は、支部は任意の運動団体であり、補助金に頼ることなく自主運用を行うのが当然だと考えます。より重要なのは、同和対策特別

事業がもはや法的根拠を失っていることです。なかんずく、このまま補助が続けば地区の固定化にもつながりかねません。私はこの支出をどうしても認めることはできません。

さて、私は令和2年度一般会計予算反対討論の中で、埼玉県深谷市、本庄市、上郷町、各市町の、同和行政の終了差止めと慰謝料を求めて提訴した埼玉県の解放同盟に対して、地裁、高裁に続き、平成28年10月、最高裁も他求審と同様、訴えを却下・棄却し、裁判が確定したことを紹介いたしました。

市町の1つ、本庄市は同和行政終了の裁判の結果を受けて、次のような所感を発表しています。「本庄市では、平成23年11月29日付けで、今回の裁判の原告が所属する同和問題に関する民間運動団体に対して、本庄市は、今後、それらの運動団体が主催・関係する事業に対応しない。そして集会所等の事業は平成23年度をもって、各運動団体に対する補助等の交付は平成24年度をもって、それぞれ廃止する」という、これまでの主の人権行政を変更する旨の通知を交付しました。

本庄市としては、平成14年に同和対策事業特別措置法等による特別対策が終了した後、市が独自に実施してきた一般対策についての成果と弊害の認識を踏まえ、今後は同和問題をあらゆる人権問題の1つとして位置づけ、広く全市民を対象とした事業を推進すべき時期にきているとの総合的な判断の下、決定したものであると、市民に対し、改めて今後の本庄市の人権行政の方針を明らかにしています。

私は、今、紹介した埼玉県本庄市ほか3市町、その他全国で同和対策事業を終了した自治体に学び、若桜町も速やかに終了させ、文字通り一般行政に移行すべきときではないかと考えます。以上で、本議案の反対討論いたします。

議長（川上守）

ほかに、討論はありませんか。

(討論なし)

これをもって討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第85号から議案第94号までは、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第85号から案第94号までは、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

議案第84号についての採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、認定すべきものであります。

議案第84号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方はご起立お願いします。

(起立多数)

起立多数です。

したがって、議案第84号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第2

議案第95号 令和2年度若桜町一般会計補正予算(第4号)を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第95号 令和2年度若桜町一般会計補正予算(第4号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

日程第3

議案第96号 令和2年度若桜町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第96号 令和2年度若桜町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

日程第4

議案第97号 令和2年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第97号 令和2年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

日程第5

議案第98号 令和2年度若桜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第98号 令和2年度若桜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

日程第6

議案第99号 令和2年度若桜町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第99号 令和2年度若桜町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

日程第7

議案第100号 令和2年度若桜町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第100号 令和2年度若桜町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

日程第8

議案第101号 令和2年度若桜町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第101号 令和2年度若桜町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

日程第9

議案第103号 損害賠償の額を定めることについて、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第103号 損害賠償の額を定めることについて、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

日程第10

議案第104号 鳥取県東部広域行政管理組合規約の一部変更について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第104号 鳥取県東部広域行政管理組合規約の一部変更について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前10時18分 休憩

(追加日程配布)

午前10時19分 再開

議長(川上守)

休憩前に引き続き会議を再開します。

お諮りします。

ただいま矢部町長から、議案第105号、議案第106号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1、第2として議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

議案第105号、議案第106号を日程に追加し、追加日程第1、第2として議題とすることに決定しました。

追加日程第1

議案第105号 工事請負契約の変更契約の締結について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第105号 工事請負契約の変更契約の締結について、でございますが、これは、林道災害復旧工事請負契約の変更契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、次のとおり本議会の議決をお願いするものでございます。

その内容は、記、1 工事名、令和元年度大道中江線林道災害復旧工事（3号箇所）。

2 工事場所、八頭郡若桜町大字中原。

3 契約の相手方、八頭郡若桜町大字若桜1111番地5、中一建設株式会社 代表取締役 中尾仁。

4 変更契約金額、変更前 金1億5,235万円、変更後 金1億3,778万6,000円。

5 契約の方法、指名競争入札でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

暫時休憩します。

午前10時22分 休憩

(全員協議室にて詳細説明)

午前10時27分 再開

議長（川上守）

休憩前に引き続き会議を再開します。

議案第105号 工事請負契約の変更契約の締結について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第105号 工事請負契約の変更契約の締結について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第105号は原案のとおり可決されました。

追加日程第2

議案第106号 若桜町教育委員会の委員の任命について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第106号 若桜町教育委員会の委員の任命について、でございますが、次の者を若桜町教育委員会の委員に任命したいと思いますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、本議会の同意をお願いするものでございます。

記、住所、八頭郡若桜町大字屋堂羅〇〇番地。氏名 伊井野早苗、昭和〇〇年〇〇月〇〇日生まれ。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第106号 若桜町教育委員会の委員の任命について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第106号は原案のとおり同意されました。

日程第11

陳情第10号 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書採択についての陳情、陳情第14号 中之島町関係施設への防犯灯設置早期実施に関する陳情書、請願第15号 国の責任による「20人学級」を展望し

た少人数学級の前進を求める請願、陳情第16号 地方財政の充実・強化を求める陳情、を一括して議題とします。

審査結果について、総務産業教育民生常任委員会委員長の報告を求めます。

総務産業教育民生常任委員長、山根政彦議員。

総務産業教育民生常任委員長（山根政彦）

若桜町議会報告第19号 総務産業教育民生常任委員会審査報告。1付託案件の名称、陳情第10号 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書採択についての陳情。

2 審査の経過、令和2年9月8日の本会議において当委員会に付託された上記案件を審査するため、9月17日に委員会を開催し、慎重に審査を行ったので、結果を次のとおり報告します。

3 審査の結果、当委員会に付託された陳情第10号は、不採択とすべきものと決定しました。

若桜町議会報告第20号 総務産業教育民生常任委員会審査報告。1付託案件の名称、陳情第14号 中之島町関係施設への防犯灯設置早期実施に関する陳情書。

2 審査の経過は、陳情第10号と同様ですので割愛させていただきます。

3 審査の結果、当委員会に付託された陳情第14号は、採択すべきものと決定しました。

若桜町議会報告第21号 総務産業教育民生常任委員会審査報告。1付託案件の名称、請願第15号 国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める請願。

2 審査の経過は、こちらも陳情第10号と同様ですので割愛させていただきます。

3 審査の結果、当委員会に付託された請願第15号は、不採択とすべきものと決定しました。

若桜町議会報告第22号 総務産業教育民生

生常任委員会審査報告。1 付託案件の名称、陳情第 16 号 地方財政の充実・強化を求める陳情。

2 審査の経過は、こちらも陳情第 10 号と同様でありますので、割愛させていただきます。

3 審査の結果、当委員会に付託された陳情第 16 号は、採択すべきものと決定しました。以上です。

議長（川上守）

ただいま総務産業教育民生常任委員会委員長から報告がありましたが、これについて質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論は、区分して行います。

陳情第 10 号 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書採択についての陳情について、討論はありませんか。

議員（中尾理明）

はい。

議長（川上守）

7 番、中尾理明議員。

議員（中尾理明）

私は、陳情第 10 号 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書採択についての陳情について、賛成する立場で討論を行います。

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから 75 年たちましたが、多くの命が奪われ、原爆の後遺症で今なお被爆者は苦しみを続けていることを忘れてはなりません。3 年前の 2017 年 7 月 7 日、国際法史上初めて核兵器を違法なものとした核兵器禁止条約が、

国連会議で加盟国の約 3 分の 2 に当たる 122 か国の賛成で採択されました。

核兵器禁止条約は第 1 条において、核兵器の開発、実験、生産、製造及び保有、貯蔵、さらにその使用と使用の威嚇を禁止し、条約締結国に対し、自国の領域または自国の管轄、もしくは管轄の下にあるいかなる場所においても、核兵器、核爆発装置を配置し、設置し、または配備することを禁止しています。

このように、核兵器禁止条約は核兵器廃絶、平和を願い先頭に立ってきた被爆者と共に、ノーモア・ヒロシマ、ナガサキ、ノーモア・ヒバクシャを訴え続けてきた多くの国民に、勇気と希望をもたらしてきました。

条約が採択された国連総会に参加した、カナダ在住の被爆者サーロー節子さんは、「この日を 70 年間待ち続けてきました。世界の指導者の皆さん、あなたは地球を愛するならこの条約に署名することでしょう」と世界に呼びかけました。

あれから 3 年、この陳情が提出された時点では 81 か国の調印、37 か国の批准でしたが、その後広島、長崎の原爆投下の日に合わせて今年の 8 月 6 日、9 日に批准した国も合わせ 84 か国が調印、44 か国が批准いたしました。

条約発効の 50 か国まであと 6 か国、唯一の被爆国日本が調印、批准に背を向けていることは看過できません。核兵器のない世界を望む国内外の広範の世論に応えて、日本は率先して核兵器廃絶に取り組むべきです。そのあかしとして、日本政府が速やかに核兵器禁止条約に署名、批准することが求められています。

そのことにより、世界各国の態度も変え、文字通り、この条約の批准への促進につながり、核兵器禁止条約の発効に実るものと確信します。以上で本陳情への賛成討論とします。

議長（川上守）

ほかに討論はありませんか。

(討論なし)

これをもって討論を終結します。

陳情第10号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

陳情第10号を、委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の方は、ご起立お願いします。

(起立多数)

起立多数です。

したがって、陳情第10号は不採択とすることに決定しました。

陳情第14号 中之島町関係施設への防犯灯設置早期実施に関する陳情について、討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

陳情第14号を採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は採択です。

陳情第14号は、委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、陳情第14号は委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

請願第15号 国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める請願について、討論はありませんか。

議員（中尾理明）

はい。

議長（川上守）

原案賛成の方の発言を許します。7番、中尾理明議員。

議員（中尾理明）

私は、請願第15号に対して賛成討論を行

います。私は、学校教育は学びも含め、子どもたち一人一人が成長できる環境が必要であり、それが少人数学級だと思っています。鍵を握る教員も、子どもたち一人一人の状況把握ができ、それぞれの子どもの成長を促す教育もできやすいと考えます。

コロナ禍は、学校教育の現場に大きな影響を与えています。全国では多くの学校が休校を余儀なくされましたが、3密を避けるため、クラスの2分の1程度で授業ができる分散登校や時差登校が行われました。こうした特別な環境の中で、実践を通して少人数学級への評価が高まってきたものと考えます。

若桜学園は、幸い子どもが少ないため、既に少人数学級であり、9年生を除き20人以下で教育ができていますが、大半の自治体では法律で定められた小学校1年生の35人以下学級以外は、どの学年も少人数学級、20人学級となっておりません。

こんな中、7月2日、全国知事会、市長会、町村会は3会長連名で政府に対し、新しい時代の、学びの環境整備に向けた緊急提言を提出し、子どもの学びを保障するためには、少人数学級により児童・生徒間の十分な距離を保つことができる教員の確保がぜひとも必要であると要望しています。

また、7月30日には、全国の小・中・高校特別支援学校長会、私立小学校長会の5会長が文部科学大臣に対し、きめ細かな指導が可能になる少人数学級を検討するよう、要望しています。

その後、安倍首相辞任前の8月25日、首相直属の有識者会議、教育再生実行会議で委員の1人による少人数学級の提案に対して、異議を唱えるメンバーがなかったことを受け、9月8日、正式に少人数学級を令和時代のスタンダードとして推進する方針で合意されたと伝えられています。

今、世界的に北欧諸国の教育が注目されていますが、ノルウェーなどで行われている少

人数学級で、教育効果を上げていることはよく知られているところです。日本の中で若桜町が少人数学級による先進的な教育が行われていることに誇りを持つと同時に、全国的な課題として、法改正を含め少人数学級、20人学級の早期実現が必要であると考えます。

以上で、本請願に対する賛成討論を終わります。

議長（川上守）

ほかに討論はありませんか。

議員（梶原明）

1番、梶原。反対、原案反対。

議長（川上守）

原案反対の方の発言を許します。1番、梶原明議員。

議員（梶原明）

原案反対でさせていただきます。私は若桜町議会議員として、まず若桜町ファーストです。都会の利便性を考える前に、主に若桜町の教育を優先に考えたいと思います。

数年先には子どもの減少で複式学年も想定されている中、若桜学園に対する施策を先に検討するべきだと思いますので、原案に対し反対いたします。以上です。

議長（川上守）

ほかに討論はありませんか。

議員（山本安雄）

はい。賛成。

議長（川上守）

原案賛成の方の発言を許します。4番、山本安雄議員。

議員（山本安雄）

原案賛成の立場で討論をいたします。明らかに若桜町ということもありますが、教育現場として、先ほど中尾議員がおっしゃっていただきましたように、休校があったり、それから通常ではない教育の状況が続いておる、そういう状況が決して子どもたちの教育に適しているのかどうか、そういう判断も必要だろうと思います。

それと、委員会でも説明がありましたが、生徒の心理面でPTSD障害というようなこともありました。これが少人数学級になることによって少なくなるということであるのであれば、少人数学級のほうがいいのではないかと、併せて財政面におきましても、複式学級が懸念される中で、町配で教師をとということではありますが、この少人数学級になることによって、少なくとも町配でなく財源措置がしてもらえる可能性があるのではないかと想定をいたしております。よって賛成討論いたします。以上です。

議長（川上守）

ほかに討論はありませんか。

（討論なし）

これをもって討論を終結します。

請願第15号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

請願第15号を、委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の方は、ご起立お願いします。

（起立多数）

起立多数です。

したがって、請願第15号は不採択とすることに決定しました。

これより討論に入ります。

陳情第16号 地方財政の充実・強化を求める陳情について、討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

陳情第16号を採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は採択です。

陳情第16号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、陳情第16号は委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

日程第12

議員提出議案第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書、を議題とします。

趣旨説明を求めます。山根政彦議員。

議員(山根政彦)

議員提出議案第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書。

上記意見書を別紙のとおり提出する。令和2年9月18日提出、提出者 若桜町議会議員山根政彦、賛成者 若桜町議会議員小林誠。

地方財政の充実・強化を求める意見書案でございます。

地方自治体には、医療・介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、より多く、またより複雑化した行政需要への対応が求められています。しかし、現実に公的サービスを担う人材不足は深刻化しており、疲弊する職場実体にある中、新型コロナウイルス感染症対策や近年多発している大規模災害、そのための防災・減災事業の実施など、緊急な対応を要する課題にも直面しています。7行ほど割愛させていただきます。

このため、2021年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積り、地方財政の確立を目指すよう、政府に以下の事項の実現を求めます。

要点のみ述べさせていただきます。記、1 増大する地方自治体の財政需要を的確に把握

し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。

2 急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。

3 新型コロナウイルス対策として、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」については、2020年度の補正予算にとどまらず、2021年度予算においても、国の責任において十分な財源を確保すること。

4 地方交付税における「業務改革の取組等の成果を反映した算定(従来のトップランナー方式)」は、地域の実情を無視し、本来、交付税に求められる財源保障機能を損なう算定方式であることから、その廃止・縮小を求めた検討を行うこと。

5 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源確保を図ること。

6 会計年度任用職員制度における当該職員の処遇改善に向けて、その財源確保を図ること。

7 森林環境譲与税の譲与基準については、林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直すこと。

8 地域間の財源偏在性の是正に向けては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への財源移譲を行うなど、抜本的な改善を行うこと。

また、各種税制の廃止、減税の検討をする際には、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。

9 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など、対策を講じること。

10 依然として前年度を超える規模の財源不足があることから、地方交付税の法定率

を引上げ、臨時財政対策債に頼らない地方財政を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月18日、鳥取県若桜町議会。
提出先、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣、規制改革担当・地方創生担当・経済財政政策担当様宛でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議員提出議案第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第13

議員提出議案第3号 公立・公的424病院に対する具体的対応方針の「再検証」要請を白紙撤回し、地域医療を充実するよう求める意見書を議題とします。

趣旨説明を求めます。山根政彦議員。

議員（山根政彦）

議員提出議案第3号 公立・公的424病院

に対する具体的対応方針の「再検証」要請を白紙撤回し、地域医療を充実するよう求める意見書でございます。

実は、この意見書は3月定例会で審査した請願を不採択とした経緯があります。若桜町議会として、意見書を提出するものでございます。

令和2年9月18日提出、提出者 若桜町議会議員山根政彦、賛成者 若桜町議会議員小林誠。

公立・公的424病院に対する具体的対応方針の「再検証」要請を白紙撤回し、地域医療を充実するよう求める意見書案でございます。要点のみ述べさせていただきます。

厚生労働省は昨年、既に各地域で合意している2025年「地域医療構想」を踏まえた公的・公立病院の「具体的対応方針」に関し、「再検証」を要請する424病院を突然名指しで公表した。424病院の中には、鳥取県の4病院、町立岩美病院・町立西伯病院・町立日南病院・鳥取県済生会境港総合病院が含まれており、「病院を統廃合する方針が示されたのでは」と関係自治体、町民・市民、病院関係者、医療関係者に大きな衝撃と不安をもたらした。

また、この対象とされた4病院は、住民の命と健康を守るうえで欠かせないものであり、安心して住み続けられる地域づくりに欠かせないものであるのに対し、一方的に病院名を名指しで公表したことに、国の医療行政に対する不信が一気に広まった。各医療機関の在り方に対して、何ら決定する権能を有しない政府・厚生労働省が病院名まで上げ、事実上強制ともとれる要請を行う今回の病院名の公表は撤回すべきであり、また、地域医療構想は各県、各自治体が検討した計画をもとに進めており、国は地方で深刻な医師不足などの解消や、どこに住んでも安心して暮らせる地域医療の堅持のための支援にこそ力を入れるべきである。

特に今年は、1月下旬の新型コロナウイルス感染症がクルーズ船での感染を機に猛威をふるい、この感染症が完全に収束することは難しく、今後も一定数が継続し、時には突発的に増加することが繰り返されると予想される。このようなコロナ禍において、病床数確保の重要性が問題になったところでもあります。

以上の観点から、公立・公的病院に対する「再検証」の要請を白紙撤回し、いつでも・どこでも・誰もが必要な医療を受けられ、安心して住み続けられる地域医療を構築することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月18日、鳥取県若桜町議会。内閣総理大臣、厚生労働大臣様宛でございます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議員提出議案第3号 公立・公的424病院に対する具体的対応方針の「再検証」要請を白紙撤回し、地域医療を充実するよう求める意見書を採決します。

お諮りします。

本案は、現案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第3号は原案の

とおり可決されました。

日程第14

議員提出議案第4号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を議題とします。

趣旨説明を求めます。青木一憲議員。

議員（青木一憲）

議員提出議案第4号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書。上記意見書を別紙のとおり提出する。

令和2年9月18日提出。提出者 若桜町議会議員青木一憲、賛成者 若桜町議会議員小林誠、同じく川上守、同じく山本晴隆、同じく中尾理明、同じく前任孝行、同じく山本安雄、同じく山根政彦、同じく梶原明。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書案でございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など、喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政はかつてない厳しい状況になることが予想される。よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記の事項を確実に実現されるよう強く要望する。

記、1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。

3 令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4 税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては有効性・緊急性等を厳格に判断すること。

5 特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は本来、国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月18日、若桜町議会議長川上守。内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当、また、経済再生担当、衆議院議長、参議院議長宛でございます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議員提出議案第4号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第15

「閉会中の継続調査について」を議題とします。

総務産業教育民生常任委員会及び議会運営委員会並びに各特別委員会から、会議規則第75条の規定により、お手元に配布した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員会申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

各委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第16

「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、会議規則第127条の規定により、お手元に配布しました議員派遣の件のとおりとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については原案のとおり決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。
令和2年第6回若桜町議会定例会を閉会
します。ご苦労さまでした。

午前11時07分 閉 会